能代市公告第１５５号

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５８条の２第３項及び能代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１８年能代市条例第１９号）第３条の規定に基づき、能代市人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公表する。

令和８年９月３０日

能代市長　　鍋　谷　　暁

能代市人事行政の運営等の状況

第１　任免及び職員数に関する状況

１　令和７年度職種別退職者

区分	定年退職	早期希望退職	その他						計
			普通退職	人事交流	任期満了	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	1人	4人	5人	5人	3人				18人
技能労務職									0人
教育職				1人					1人
計	1人	4人	5人	6人	3人				19人

（注）　再任用職員及び再任用短時間勤務職員は含みません。
定年退職には、定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した者を含みます。
一般行政職…　　技能労務職、教育職を除くすべての職員
技能労務職…　　運転手、清掃員、技能士、管理員、工務員、校務員、調理員、庁務員、学校事務員など
教　育　職…　　指導主事等

２　令和８年度職種別採用者（令和7年4月2日～令和8年4月1日）

区分	採用試験	人事交流	その他	計
一般行政職	12人	3人	2人	17人
技能労務職				0人
教育職		1人		1人
計	12人	4人	2人	18人

（注）　再任用職員及び再任用短時間勤務職員は含みません。

３　部門別職員数（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数
		令和７年	令和８年	
普通会計	議会	6人	6人	
	総務企画	117人	125人	8人
	税務	26人	26人	
	民生	61人	58人	△3人
	衛生	29人	31人	2人
	農林水産	33人	33人	
	商工	30人	28人	△2人
	土木	39人	39人	
	小計	341人	346人	5人
	教育	49人	46人	△3人
公営企業等会計部門	病院			
	水道	12人	11人	△1人
	下水道	11人	10人	△1人
	その他	30人	30人	
	小計	53人	51人	△2人
合計		443人	443人	
フルタイム会計年度任用職員		40人	36人	△4人

（注）　教育長、再任用短時間勤務職員は含みません。

第２　人事評価の状況

地方公務員法が改正され、これまでの勤務評定に代わり新たな人事評価制度の実施が義務付けられたことに伴い、能代市では平成２７年度を試行期間とし、平成２８年度から実施しました。

人事評価制度は、能力・業績主義の人事管理を実施し、職員の意識改革と能力開発を効果的に推進することを目的としており、評価結果は勤勉手当の成績率に反映し、昇給、昇格、昇任等の参考にすることとしています。

１　対象

一般職員（任期付職員及び再任用職員を含む。）

会計年度任用職員

２　主な評価区分

被評価者	１次評価者	２次評価者（確認者）	３次評価者（確認者）
部長級	副市長	―	市長
次長、課長	部長	―	副市長
その他の一般職員	課長	部長	副市長
会計年度任用職員	係長	課長	部長

３　評価期間

能力評価　　１０月１日～翌年９月３０日

※会計年度任用職員は４月１日～翌年３月３１日

業績評価　　４月１日～９月３０日及び１０月１日～翌年３月３１日

４　評価方法

能力評価　　職務遂行にあたり発揮した能力を評価するものであり、職務上とられた行動（能力が現れたもの）を基に評価します。

業績評価　　職務遂行にあたり実際に挙げた業績を評価するものであり、役職に応じて当該ポストにある者が果たすべき役割を目標等の形で明確にし、その達成度を基に評価します。

第３　給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

１　人件費（普通会計決算）　（単位：人、千円、％）

区分	住民基本台帳人口（年度末）	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B／A
R7年度	45,798	37,473,669	4,573,163	12.2
R6年度	46,828	35,617,915	4,354,436	12.2

２　職員給与費（普通会計決算）　（単位：人、千円）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
R7年度	390	1,533,274	267,874	637,214	2,438,362	6,252
R6年度	393	1,508,712	242,809	603,535	2,355,056	5,993

（注）１ 職員数は、各年度4月1日現在の人数です。
２ 職員手当には退職手当を含みません。

３　ラスパイレス指数（各年４月１日現在）

令和７年	令和６年	令和５年
96.3	96.3	95.9

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の給与水準を示す指数です。

４　職員の平均給与月額、初任給等（令和8年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.3歳	333,200円	385,900円
技能労務職	60.3歳	283,100円	314,600円

（注）１「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。
２「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給

区　　分		初任給月額
一般行政職	大学卒	239,488円
	高校卒	208,343円

区　　分		初任給月額
技能労務職	高校卒	208,343円
	中学卒	188,484円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

経験年数区分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	294,900円	306,000円	366,600円
	高校卒	269,600円	293,500円	329,100円
技能労務職	高校卒	－	－	－
	中学卒	－	－	－

（注）経験年数は卒業後の換算年数です。採用前に民間企業で勤務した場合などは、その期間を換算し、採用後の経験年数に加えています。

5 級別職員数等の状況（令和8年4月1日現在）

一般行政職の級別職員数

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
標準的な職務内容	主事	主任	主査	係長 主席主査	課長補佐	課長	部長
職員数	58人	36人	81人	70人	53人	42人	6人
構成比	16.8%	10.4%	23.5%	20.2%	15.3%	12.1%	1.7%

（注） １職員数は、給与条例に基づく給料表の級区分によります。
２標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

6 職員の手当の状況（令和７年度）

(1) 期末手当・勤勉手当

支給割合	期末手当 勤勉手当	2.525 月分 2.125 月分
職員１人当たり平均支給額		1,626 千円

（注） 職務の等級により5～15%の役職加算があります。

(2) 時間外勤務手当等

支給総額（令和7年度決算）	120,216 千円
職員１人当たり平均支給年額	271 千円

（注） 支給総額には休日勤務手当を含んでいます。
職員１人当たり平均支給年額は、支給実績を令和7年4月1日現在の職員数で割った数です。

(3) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税徴収業務手当	市税の徴収及び滞納処分に関する業務に従事する職員	市税の徴収業務	月額4,000円
福祉事業現業手当	福祉事務の現業又は指導監督を行う職員	福祉事務の現業又は指導監督	月額6,000円
防疫作業手当	消毒作業に従事した職員	感染症の疑いのある患者の救護又は汚染物件の消毒処理作業	日額1,000円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	日額3,000円
災害応急対策等派遣手当	災害が発生した本市以外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧の業務に従事した職員	被災地での災害応急対策又は災害復旧業務	日額840円
		被災家屋の調査、避難所の運営等の業務	日額350円
危険鳥獣捕獲等作業手当	危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事した職員	緊急銃猟等を実施する場合における著しい危険を伴う捕獲又は殺傷等の作業	日額1,640円
		緊急銃猟等の実施に伴う警戒区域内の安全確保措置の作業	日額1,100円
企業手当	緊急時の当番対応職員	能代市給水条例に基づく業務	給料月額の2/100

(4) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	
扶養手当	子	13,000円
	15歳に達する日後最初の4/1から22歳に達する日後最初の3/31までの子	5,000円加算
	父母等	6,500円
住居手当	借家の場合の支給限度額	27,000円
通勤手当	支給限度額	150,000円
	うち、自動車等利用の場合距離に応じて	2,000円～66,400円
	駐車場等利用の場合	上限額5,000円
管理職手当	部長級	61,900円
	次長級	49,800円
	課長級	41,500円
	課長補佐級	31,700円
単身赴任手当		30,000円
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の100分の20 （支給地域：東京都特別区）	
寒冷地手当 (11月から翌年3月まで)	扶養親族のある職員	19,800円（経過措置9,900円）
	扶養親族のない世帯主	11,400円（経過措置5,700円）
	その他	8,200円（経過措置4,100円）

7 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区　　分	給料・報酬月額等	期末手当支給割合	寒冷地手当
市　長	844,000円	3.35月分	支給方法及び支給額は一般職に同じ
副市長	695,000円		
議　長	417,000円	3.35月分	－
副議長	371,000円		
議　員	354,000円		

8 勤務時間その他の勤務条件の状況（令和8年4月1日現在）

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	勤務時間		休憩時間	勤務を要しない休日
	始業	終業		
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	国民の祝日 12月29日から翌年1月3日

（注） 一般的な勤務時間であり、職場によっては交替制勤務などによりこの勤務時間と異なる場合があります。

(2) 特別休暇の導入状況

番号	休暇の種類		期間
1	公民権休暇		必要と認められる期間
2	証人等休暇		必要と認められる期間
3	骨髄移植等休暇		必要と認められる期間
4	ボランティア休暇		1暦年5日の範囲内
5	結婚休暇		連続する5日の範囲内
6	出生サポート休暇		1暦年5日の範囲内
7	健康管理休暇		2日を超えない範囲内でその都度必要な期間
8	産前休暇		出産の日までの申出期間
9	産後休暇		出産の日の翌日から8週間
10	妊産婦の保健指導・健康診査休暇		妊娠、産後期間等において1回につき1日の範囲内
11	妊産婦の指導事項休暇		必要と認められる期間
12	妊娠中の通勤緩和休暇		1日につき1時間の範囲内
13	子の保育休暇		1日2回30分以内
14	配偶者出産休暇		2日の範囲内
15	子の養育休暇		5日の範囲内
16	家族の看護等休暇		1暦年6日の範囲内（2人以上の場合12日）
17	短期介護休暇		1暦年5日の範囲内（要介護者が2人以上の場合10日）
18	忌引休暇	配偶者、父母（血族）	連続する7日の範囲内
		子（血族）	連続する5日の範囲内
		祖父母（血族）	連続する3日の範囲内
		孫（血族）	1日
		兄弟姉妹（血族）	連続する3日の範囲内
		おじ、おば（血族）	1日
		配偶者の父母、父母の配偶者	連続する3日の範囲内
		子の配偶者、配偶者の子	1日
		配偶者の祖父母、配偶者の祖父母	1日
		兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹	1日
		おじ、おばの配偶者	1日
19	父母の追悼休暇		1日
20	夏季休暇		6月から10月までの期間で連続する5日の範囲内
21	現住居滅失等休暇		7日の範囲内で必要と認められる期間
22	災害休暇		その都度必要と認められる期間

第４　休業の状況

職員の休業の状況（令和７年度）

休業の種類	男性	女性	合計
育児休業	6人	8人	14人
育児部分休業	0人	0人	0人
自己啓発等休業	0人	0人	0人
高齢者部分休業	0人	0人	0人
配偶者同行休業	0人	0人	0人

（注）　前年度から継続して休業している者を含む。

第５　分限及び懲戒処分の状況

１　分限処分の状況（令和７年度）

処　分　事　由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない	0人	0人		
心身の故障	0人	0人	11人	
職務に必要な適格性を欠く	0人	0人		
職制、定数の改廃等による廃職、過員	0人	0人		
刑事事件に関し起訴された			0人	
その他			0人	0人

２　懲戒処分の状況（令和７年度）

処　分　事　由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反または職務を怠った	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者にふさわしくない非行があった	0人	0人	0人	0人

第６　服務の状況

１　一般職員の年次有給休暇の取得状況

令和７年平均取得日数	13.5 日

２　介護休暇の取得状況

令和７年度に介護休暇を取得した職員　　0人

３　育児休業の取得状況

令和７年度に新たに育児休業を取得した職員　　8人（男　5人、女　3人）

４　病気休暇の状況

令和７年（1月1日から12月31日までの期間）　　延べ　85人

うち１カ月以上の長期療養延べ　9人

第７　退職管理の状況

市では、平成28年4月1日施行の改正地方公務員法に定めるもののほか、「能代市職員の退職管理に関する条例」や「能代市職員の退職管理に関する規則」により、職員の退職管理の適正化を図っています。

(1)再就職者（元職員）による働きかけ（職務上の行為の要求等）の禁止

営利企業等に再就職した元職員は、離職前５年間の職務に関する要求・依頼を行うことを離職後２年間禁止されます。

(2)現役職員が働きかけを受けた場合の届出義務

現役職員が再就職者から働きかけを受けた場合は、公平委員会に届け出なければならないこととしています。

(3)再就職情報の届出義務

課長級以上で退職する職員が営利企業等に再就職した場合、退職後２年間は、退職時の任命権者に再就職情報を届出することとしています。

(4)再就職状況の公表

再就職に関する公平性および透明性を確保するため、(3)により届出があった再就職状況について次のとおり公表します。

氏　　名	届け出はありませんでした
離職時の年齢	
離職時の職	
離職日	
再就職日	
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位	

第８　研修の状況

１　研修の実績（令和７年度）

研　　修　　項　　目		回数	人数
1　市主催研修		21	409
	新規採用職員研修	1	17
	職場のメンタルヘルス研修	2	26
	自動車運転講習	1	12
	普通救命講習	2	20
	会計年度任用職員接遇倫理等研修	3	50
	安全運転講習	2	45
	公務員倫理研修	2	68
	人事評価研修	1	18
	ハラスメント防止研修	1	51
	接遇対応研修	1	20
	クレーム対応研修	1	25
	カスタマーハラスメント防止研修	1	25
	再任用（役職定年）職員研修	1	8
	男性の育休取得促進研修	1	12
	ＰＣスキルアップ研修	1	12
2　市長会主催研修		7	49
	階層別研修・選択研修	6	48
	行政視察研修・海外研修	1	1
3　自治研修所主催　能力開発研修		14	43
4　実務研修		9	13
5　秋田県等への派遣研修		1	1
6　水道事業又は下水道事業関係研修		20	21

第９　福祉及び利益の保護の状況

１　公務災害及び通勤災害の発生件数（令和７年度）

公務災害	通勤災害	計
9 件	1 件	10 件

※件数には会計年度任用職員を含んでいます。

２　健康診断等の受診状況（令和７年度）

※人数には会計年度任用職員を含んでいます。

(1) 事業所健診の受診者数　656人

(2) 人間ドックの利用状況（秋田県市町村職員共済組合実施）

①一泊ドックの受診者数　24人

②日帰りドックの受診者数　98人

③脳ドックの受診者数　33人

3　メンタルヘルス対策（令和７年度）

秋田大学教育文化学部の相談窓口担当者・臨床心理士によるメンタルヘルス相談

電話相談	面接相談	計
0件	1件	1件

第１０　公平委員会の業務の状況

1　勤務条件に関する措置の要求の状況

令和７年度実績　　0件

2　不利益処分に関する不服申立の状況

令和７年度実績　　0件